



世田谷区保護司会

世田谷区の保護司は、法務省 東京保護観察所（千代田区霞が関1-1-1）の保護観察官と協働して更生保護のために活動しています。定数は 205 名です。

また、世田谷区保護司会は 4つの分区（世田谷分区・北沢分区・玉川分区・成城分区）に分かれ、それぞれの地域で分区会を持ち、活動しています。各分区から選出された理事によって、総務部・研修部・地域活動部・広報部が組織されています。

総務部 年度の活動計画と予算を立案し、総会・理事会の議事運営をしています。保護司会の中核として各分区、各部会をまとめ、円滑な活動のために調整を図っています。

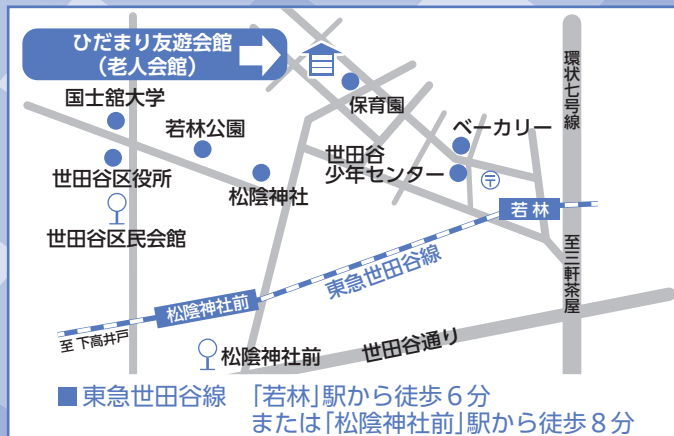
研修部 年3回定例研修の他、保護司会自主研修、新任研修を開催しています。保護司が自己研鑽に努め、相互の情報交換の場を作り、各分区においても自主研修を開催しています。

地域活動部 “社会を明るくする運動”として、「せたがやふるさと区民まつり」に参加し、秋には情報交換会を開催しています。また、地域・学校の年間を通した行事に、参加協力をしております。

広報部 年2回広報誌を発行し、分区報告・各部報告などをおして、全体の活動の様子を伝えています。また、区内の学校、警察署などに配布し、関係諸団体に広く理解を求めするための広報活動をしています。



すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。この運動は毎年7月を強調月間として、法務省が主唱して全国で実施されます。



世田谷区保護司会
〒154-0023 東京都世田谷区若林4-37-8
ひだまり友遊会館内 2階
世田谷区更生保護サポートセンター
電話 03-6450-7285 FAX 03-6450-7295



犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助け、だれもが住みやすい明るい社会を目指す



[電話相談]
ヤング・テレホン・コーナー
(警視庁少年相談係 土・日もつながります)
03-3580-4970
世田谷区児童相談所 03-6379-0697
世田谷少年センター 03-3419-0019
犯罪被害者ホットライン
(こころの悩み相談室) 03-3597-7830

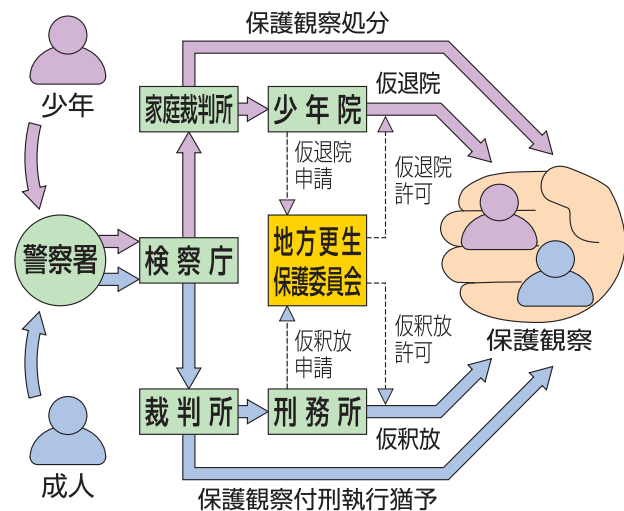


更生保護は、人の立ち直りを支える仕事です。

犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は、地域社会で生活を続けます。

更生保護とは、国が民間の人々と連携して、犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるように助けるとともに、地域の犯罪・非行を予防する活動です。

更生保護を実施する国の機関は法務省ですが、その地方機関として、地方更生保護委員会（高等裁判所の管轄区域ごとに全国8ヶ所に置かれ、少年院や刑務所に収容されている人の仮釈放に関する決定を行う機関）及び保護観察所（各都道府県に置かれ、保護司をはじめとする地域の人々の協力を得て、保護観察や犯罪予防活動などを実施する機関）があります。



50代
パートタイム
販売員

40代
会社役員
保険販売代理店

30代
郵便局職員

30代
IT企業
営業

20代
元公務員

20代
公益法人職員
社会福祉士

過ちからの立ち直りを支援する、更生保護のボランティア。

さまざまな年齢や経歴の人が、対話を通じて一人一人に寄りそう「保護司」として活躍しています。

話を聴くのが好き。地域の役に立ちたい。そんな気持ちを持つあなたも、次の保護司かもしれません。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第76回 社会を明るくする運動 主催/法務省

“社会を明るくする運動”ポスター

ウェブサイトを知る

社会を明るくする運動ウェブサイト

法務省保護局ホームページ

SNSで知る

法務省保護局公式Xアカウント

法務省保護局公式Instagramアカウント

法務省公式YouTubeチャンネル

フォローをお願いします！

法務省保護局公式Xアカウント
法務省保護局@MOJ_HOGO

フォロー



保護司は、民間のボランティアです。

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（本質的には、民間のボランティア）です。保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協働して、主に次のような活動を行います。

①保護観察 更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

②生活環境調整 少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職先の確保などを行い、必要な受け入れ態勢を整えるものです。

③犯罪予防活動 犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発や犯罪と非行のない明るい地域社会の実現に努めるものです。毎年7月は“社会を明るくする運動”強調月間として、街頭キャンペーン、講演会、シンポジウム、スポーツ大会などの様々な活動が展開されます。

更生保護は、犯罪や非行をした人を取り巻く地域社会の事情をよく理解した上で行わなければ効果がありません。そこで、地域の事情に詳しい皆様方のお力が是非とも必要となります。